

ごぼう
五榜の掲示 … 新政府の最初の民衆政策



1868年（明治元）「定（五榜の掲示、第三札）」

飯田忠光家文書（当館蔵）[デジタルアーカイブへ](#)

定

一 切支丹宗門之儀者
是迄御制禁之通固く
可相守事

一 邪宗門之儀者固く
禁止候事

慶応四年三月 太政官

右之通被
仰出候間堅可相守者也
敦賀県

解説

五榜の掲示は、新政府が最初に示した民衆政策です。1868年（明治元）3月15日に五箇条の誓文が公布され、翌日政府は旧幕府の高札の撤去を命じ、代わって五札の太政官札の掲示を命じました。五札それぞれの内容は以下のとおりです。

- | | |
|----------------|-----------------|
| 第一札:五倫道德の遵守 | 第二札:徒党・強訴・逃散の禁止 |
| 第三札:切支丹・邪宗門の厳禁 | 第四札:万国公法の履行 |
| 第五札:郷村脱走の禁止 | |

第一札から第三札は永年の掲示とし、第四札は外国人に危害を加えることの禁止、第五札は士民の本国脱走の禁止などを記し、この両札は覚書で臨機の事項もしくは布令を公示するものとされました。

全体としては従来の旧幕府の民衆政策とほとんど変わらない内容でした。その後、諸外国からの抗議により71年（明治4）10月4日には、第五札が除却され、さらに、73年（明治6）2月24日には高札制度が廃止されると同時に、第一札から第四札も除却されました。

資料の注目ポイント!!

資料は、1868年（明治元）に池田町西角間村（現、今立郡池田町西角間）で使用されていた高札です。高札とは、法令・禁令などを人々に周知徹底させるために板札に墨書し、町辻、橋詰、街道の分岐点、舟渡場、関所など人目につきやすい場所に掲示したもので、制札ともいいます。

内容は、五榜の掲示の第三札を示しています。日付は慶応4年（明治元）の3月となっていますが、その当時敦賀県はまだ成立していません（敦賀県発足は1871年（明治4））。敦賀県の部分をよく確認すると削られた跡があり、発令元をかえて何度も使用されていたことがわかります。

関連資料、展示等

名称	概要	備考
「定（五榜の掲示、第一札～第三札）」	飯田忠光家文書（当館蔵） 資料番号 G0013-00786	当館デジタルアーカイブで閲覧可能。 （第一札） https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data_id=011-400215-1-p1 （第二札） https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data_id=011-400216-1-p1 （第三札） https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data_id=011-400217-1-p1
「定（五榜の掲示、第一札～第三札）」 複製シート	シート番号 SH00035～37	貸出可能。詳しくはこちら https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/bunsho/category/gakkoushiryou/493.html
福井県文書館月替展示 「掲示された禁令—鯖江藩領に残された高札」	今立郡池田町西角間の飯田忠光家に残された資料のうち、高札を展示。	当館 WEB にて公開中 https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/fukui/08/m-exhbt/200710AM/200710.htm

参考文献

- ・『国史大辞典』 吉川弘文館
- ・『図説福井県史』 近世8 領主と農民
- ・『日本史（A B 共通） 教授資料 研究編』 山川出版社